

毎月 11 日は

防災を「考」える日



令和元年 11 月号

「災害時の安否確認方法を確認しましょう」

■ ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか？

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でも、お互いの安否を確認できるよう、日頃から安否確認の方法や集合場所などを、事前に話し合っておきましょう。災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあります。その際には次のサービスを利用しましょう。

災害用伝言ダイヤル

局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。

災害用
伝言ダイヤル
171



災害用伝言板

携帯電話やPHSからインターネットを使用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが、情報を閲覧できます。



〔「災害に対するご家庭での備え」(首相官邸ホームページ)を加工して作成〕

■ 防災基礎クイズ

Q 津波から国民の生命を守ることを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、その中で毎年11月5日が「〇〇〇〇の日」と決められています。さて、何の日でしょう。

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

■ 問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

(災害の日)